

第2期 藤岡市子ども・子育て支援事業計画

令和2年度～令和6年度

いきいきと 輝く子どもを 地域で育む ふじおかし

【 素 案 】

令和2年 月

藤 岡 市

目 次

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景.....	1
2 計画策定の趣旨.....	1
3 計画の対象.....	2
4 計画の期間.....	2
5 計画の位置付け.....	3
6 計画の策定体制.....	4
(1) 子ども・子育て会議.....	4
(2) ニーズ調査.....	4

第2章 子ども・子育てをめぐる本市の現状

1 本市の現状.....	5
(1) 人口の推移.....	5
(2) 出生の動向.....	6
(3) 婚姻の動向.....	7
(4) 女性の就業状況.....	8
(5) 人口推計.....	9
2 子育て支援サービスなどの現状.....	10
(1) 保育所（園）・認可外保育施設の状況.....	10
(2) 幼稚園の状況.....	11
(3) 認定こども園の状況.....	12
(4) 子育て支援サービスの状況.....	12
(5) 小学校・中学校の状況.....	14
(6) 障害児通園施設の状況.....	15
(7) 児童虐待などの現状.....	16
3 ニーズ調査結果からわかる現状.....	17
(1) 子どもの育ちをめぐる環境.....	18
(2) 保護者などの就労の状況.....	20
(3) 教育・保育の利用状況と利用意向.....	21

(4) 小学校就学後の放課後の過ごし方.....	22
(5) 育児休業を取得していない理由.....	23
(6) 子育てに関して日頃悩んでいること、気になること	24
(7) 市の子育て支援の充実に期待すること	25

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念.....	26
2 計画の体系	27

第4章 計画の推進方策 【子ども・子育て支援事業計画】

1 推進方策にあたって	
(1) 量の見込みと確保方策	28
(2) 提供区域の設定	28
2 教育・保育（必要量の見込み、確保の内容、実施時期）	29
① 幼稚園・認定こども園（1号及び2号認定、3～5歳児）	29
② 保育園など（2号認定、3～5歳児）	30
③ 保育園など（3号認定、0～2歳児）	31
3 地域子ども・子育て支援事業（必要量の見込み、確保の内容、実施時期）	32
(1) 利用者支援事業	32
(2) 地域子育て支援拠点事業	32
(3) 妊婦健康診査	33
(4) 乳児家庭全戸訪問事業	33
(5)－1 養育支援訪問事業	34
(5)－2 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	34
(6) 子育て短期支援事業	35
(7) ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）	35
(8) 一時預かり事業	36
(9) 延長保育事業	37
(10) 放課後児童健全育成事業	37
(11) 病児・病後児保育事業	38
4 母親や乳幼児等の健康確保、切れ目のない支援へ向けて	39
5 育児不安の解消、情報の提供対策の充実	41
6 支援が必要な子どもと家庭への支援の推進	43

（１）児童虐待防止対策の充実	43
（２）母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進	44
（３）障害児施策の充実等	45
（４）子どもの貧困対策の推進	46
７ 働きながら子育てをできる環境づくり	47

第５章 計画の推進体制と進捗管理

１ 計画の推進体制	48
２ 進捗管理	48
３ 教育・保育の一体的提供及びその推進に関する体制の確保	48
（１）認定こども園の普及に係る基本的な考え方、合同研修に対する支援等	48
（２）教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の役割と必要性	48
（３）地域における教育・保育施設及び地域型保育事業者との連携方策	49
（４）認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校・学童保育等との連携方策	49
４ 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保	49

資料編

１ 策定の経緯	50
２ 子ども・子育て会議条例及び委員名簿	51

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景

近年において、急速な少子高齢化や核家族化の進行、地域コミュニティの希薄化などにより、家庭や地域における子育ての力が低下していると言われています。

急速な少子高齢化は、人口構造にひずみを生じさせ、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、将来的に社会経済への深刻な影響を与えるものとして懸念されています。また、地域における繋がり希薄化による影響を受け、近隣住民からの助言や協力を受けることが難しくなっています。併せて、働き方の変化、子育てや生活環境のあり方の多様化などが複雑に絡み合い、子育てに対する環境は厳しい状況となっています。

このような中、子育ての喜びが実感できる社会の構築、また、子ども自身が明るい未来を見据え、いきいきと日常を送ることができるよう、支援していくことが喫緊の課題となっています。

保護者の視点に立ち、子育てに際し「どのような生活環境が望ましいか」、「どのように子どもを育てたいか」を理解し、その実現に向け社会全体での協力体制を作り、子育てに取り組むことが重要となっています。

2 計画策定の趣旨

国において、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする「子ども・子育て関連3法」が成立し、質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供や地域の子ども・子育て支援を充実することを目的とした「子ども・子育て支援新制度」が平成27年4月から開始されました。また、平成26年4月には「次世代育成支援対策推進法」の有効期間が10年間延長され、地方公共団体や企業における子育て環境の整備の取組及び行動計画の策定を継続していくことが規定されました。

これらの法に基づき、平成27年3月に、「親と地域の絆で 子どもの未来を育てる ふじおかし」を基本理念とした「藤岡市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子育てに係る事業を計画的に進めてきました。

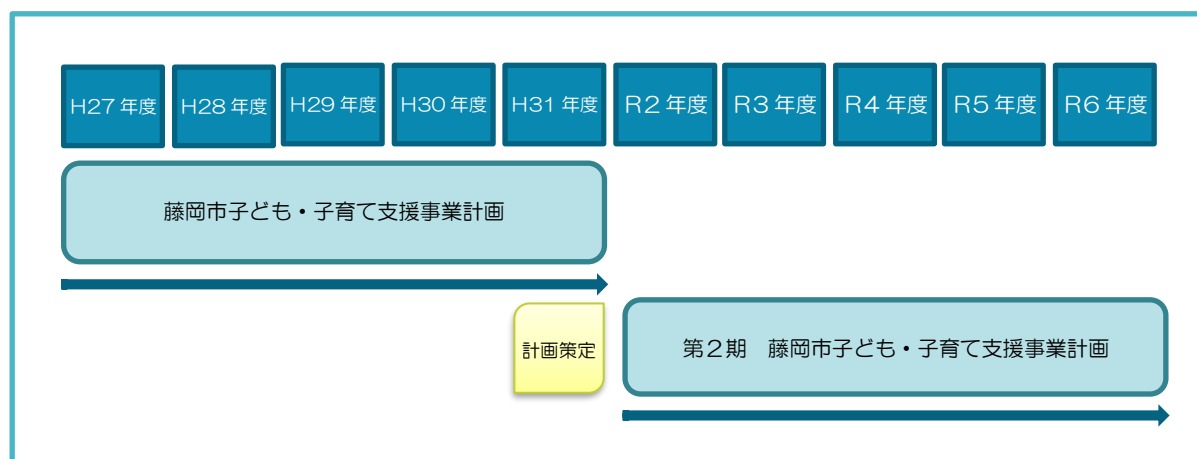
「第2期 藤岡市子ども・子育て支援事業計画」では、第1期計画の進捗状況や実績評価、子育てにおける考え方を引き継ぎ、より一層の子育て支援へ取り組むべく、また、藤岡市の未来となる子どもの成長、生活を支えるために策定するものです。

3 計画の対象

本計画の主たる対象は、胎児から18歳までの子ども及び保護者（子育て家庭）とします。

4 計画の期間

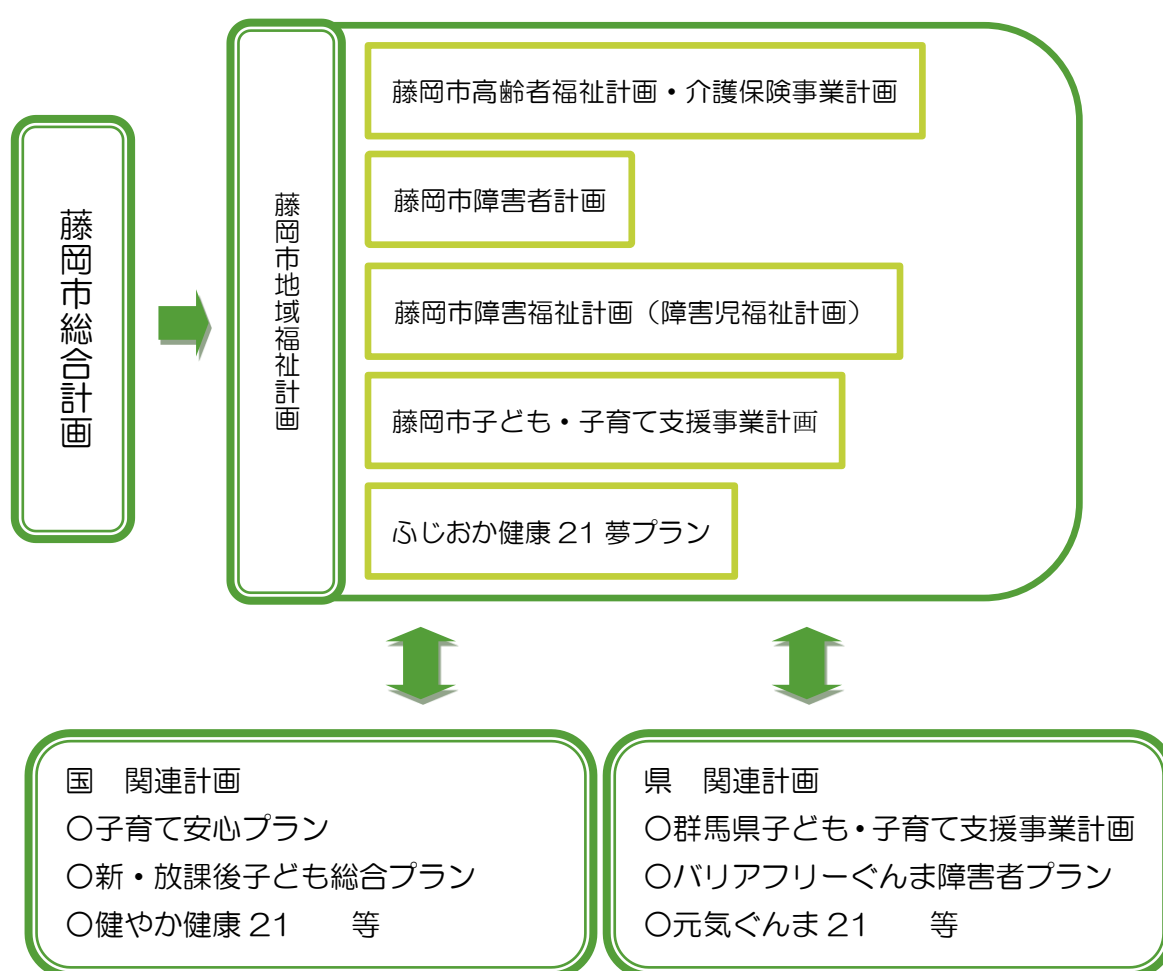
本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5か年とします。



5 計画の位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法に基づき市町村が策定する「子ども・子育て支援事業計画」であり、平成27年度から平成31年度までの「藤岡市子ども・子育て支援事業計画」において取り組みを進めてきた施策や事業の課題や評価を反映し、その内容を継承していきます。また、第1期計画に引き続き、次世代育成支援対策推進法に基づく「次世代育成支援対策行動計画」を内包します。

藤岡市における最上位計画である「藤岡市総合計画」をはじめ、子ども・子育て施策に関する各分野の計画と連携・整合を図り、関連計画との調和が保たれたものとします。



6 計画の策定体制

（１）子ども・子育て会議

子ども・子育て支援法第 77 条第 1 項の規定に基づき、本計画の策定にあたり子育て当事者等の意見を反映するため、子ども・子育て支援に関し学識経験のある者、子育て中の地域住民などの構成員からなる「藤岡市子ども・子育て会議」を設置し、本計画に係る審議をいただきながら検討・策定を進めました。

（２）ニーズ調査

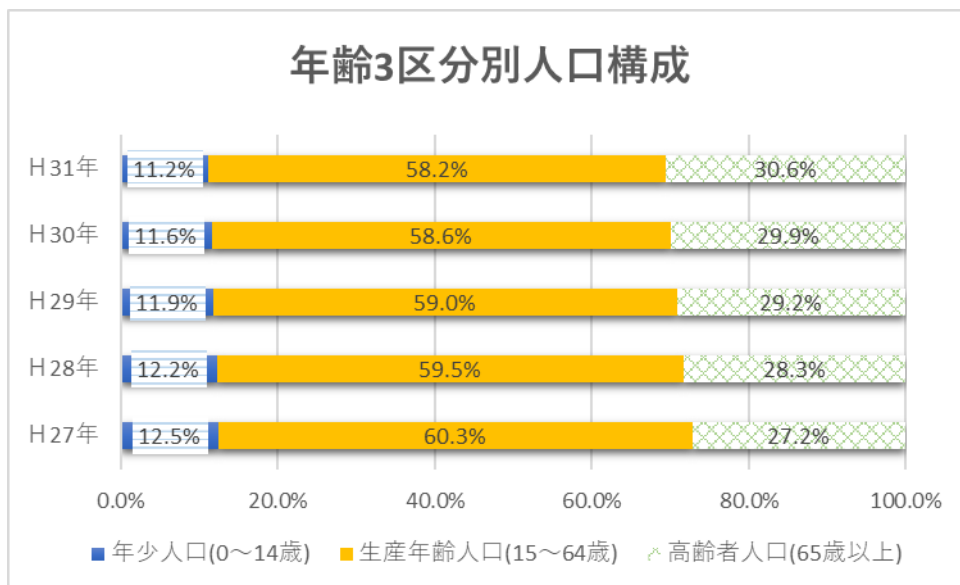
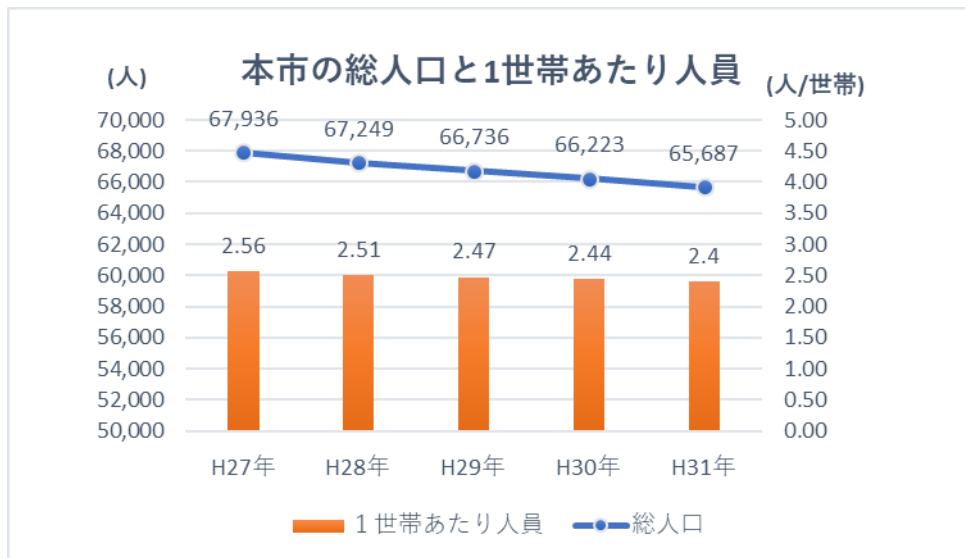
本計画の策定に向け、子育て保護者の実状と希望を把握することを目的として、市内在住の 0 歳から 5 歳（就学前児童）2,000 人を対象として、「子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査」を実施しました。ニーズ調査の結果を踏まえ、本計画の策定作業を進めました。

第2章 子ども・子育てをめぐる本市の現状

1 本市の現状

(1) 人口の推移

本市の総人口は、平成27年から平成31年にかけてなだらかな減少傾向で推移し、平成31年1月1日現在では65,687人となっています。また、平成27年以降の年齢3区分別の人口構成をみると、年少人口（0～14歳）は12.5%から11.2%へと減少傾向で推移しています。



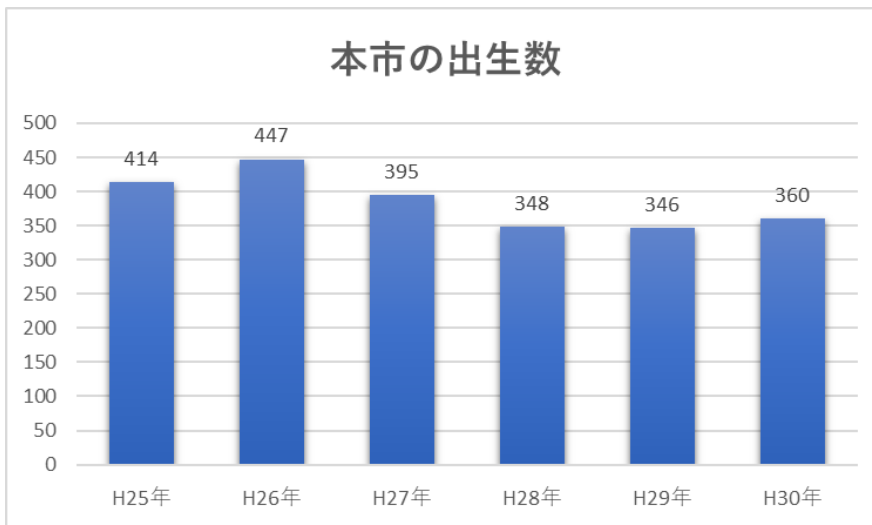
資料：群馬県 住民基本台帳年報（各年1月1日現在）

(2) 出生の動向

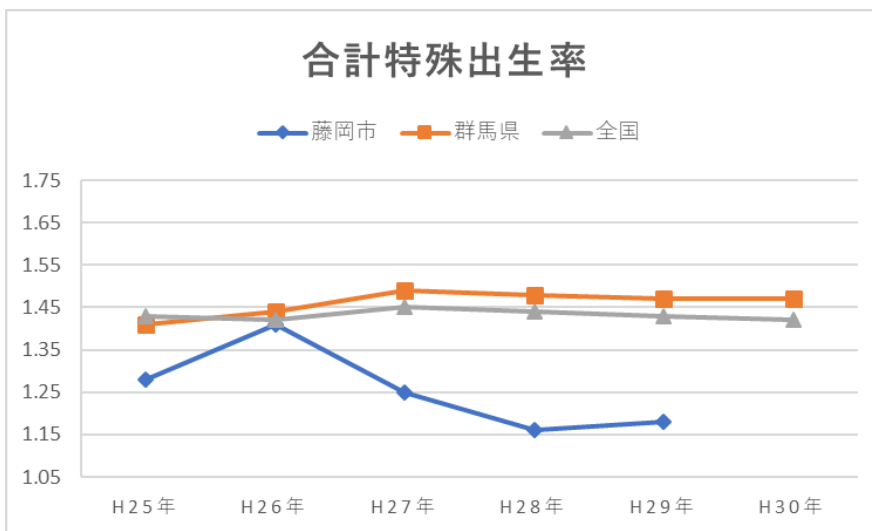
本市の出生数は、各年により多少の増減はありますが、緩やかな減少傾向で推移し、平成30年では360人となっています。

また、合計特殊出生率※についても、出生数とほぼ同様の推移を示しており、全体的には減少基調で推移しています。

全国や県の平均値と比較してみると、平成25年以降、全国値及び県平均を下回る傾向で推移しています。



資料：藤岡市子ども課・群馬統計年鑑・群馬県健康福祉統計年報



H30年藤岡市数値は
11/6時点未確定のため未
入力です。

	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年
藤岡市	1.28	1.41	1.25	1.16	1.18	
群馬県	1.41	1.44	1.49	1.48	1.47	1.47
全国	1.43	1.42	1.45	1.44	1.43	1.42

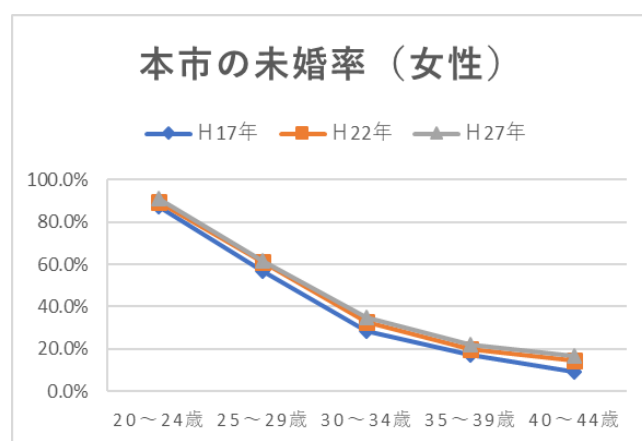
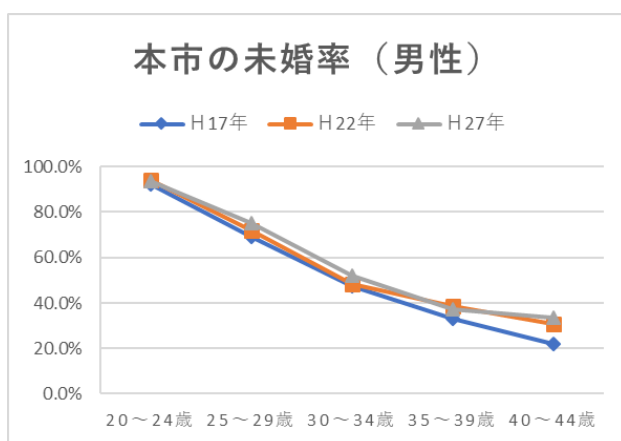
資料：藤岡市子ども課・群馬統計年鑑・群馬県健康福祉統計年報

※合計特殊出生率：15歳から49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもの。一人の女性が一生に産む子どもの数とされる。

(3) 婚姻の動向

国勢調査によると、本市の男性及び女性の未婚率は、平成17年から平成27年にかけて、男性、女性ともに上昇傾向で推移しています。平成27年の35～39歳の男性をみると、平成17年の32.9%から4.4ポイント上昇し、同年齢階級の女性では、平成17年の17.1%から5.0ポイント上昇しています。

また、同様に40～44歳の男性は平成17年から平成27年にかけて、11.3ポイント、女性でも7.5ポイント上昇の上昇がみられます。



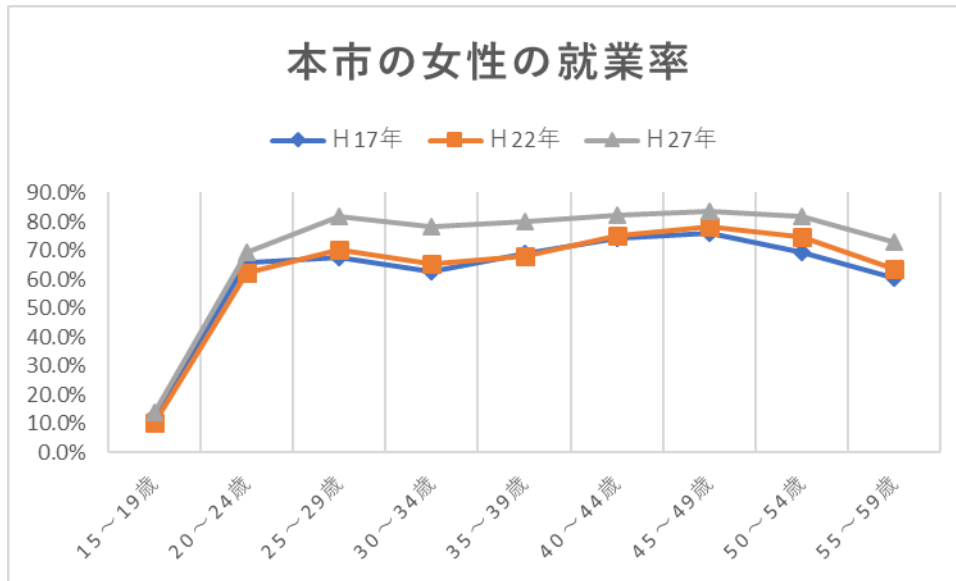
男 性	20～24 歳	25～29 歳	30～34 歳	35～39 歳	40～44 歳
H17 年	92.2%	69.0%	47.2%	32.9%	22.0%
H22 年	94.0%	72.0%	48.4%	38.6%	30.8%
H27 年	93.8%	75.3%	52.2%	37.3%	33.3%

女 性	20～24 歳	25～29 歳	30～34 歳	35～39 歳	40～44 歳
H17 年	87.2%	56.7%	28.4%	17.1%	8.9%
H22 年	89.4%	60.9%	32.6%	19.8%	14.7%
H27 年	91.2%	61.6%	34.6%	22.1%	16.4%

資料：国勢調査（H17年は合併前旧市町の合計値）

(4) 女性の就業状況

国勢調査から本市の女性の就業率をみると、全年齢階層において就業率が上昇しています。平成22年以前の調査では、結婚や出産を機にいったん仕事を離れ、子育てが一段落した後、再び就労するという傾向から、20歳代半ばと50歳前後という2つのピークをもついわゆる「M字カーブ」を描いておりましたが、離職率の減少により、「M字カーブ」の落ち込みは、少しずつ緩やかになっています。

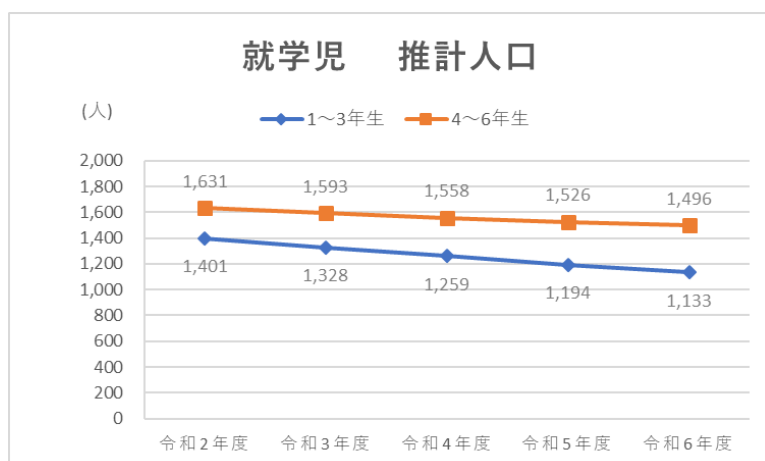
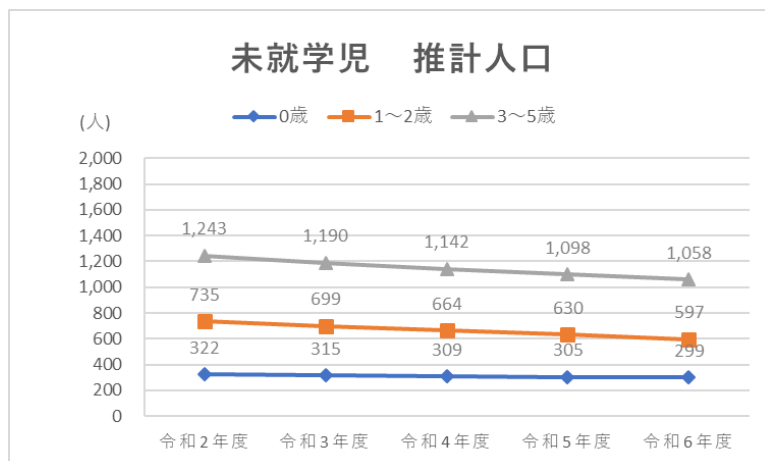


	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳
H17年	12.5%	66.0%	67.5%	62.9%	68.8%	74.4%	76.0%	69.6%	60.5%
H22年	10.5%	62.3%	70.3%	65.6%	67.9%	75.0%	78.4%	74.9%	63.7%
H27年	13.8%	69.2%	81.8%	78.3%	79.8%	82.2%	83.7%	81.6%	73.0%

資料：国勢調査（H17年は合併前旧市町の合計値）

(5) 人口推計

本市の未就学児と就学児の令和2年から令和6年までの人口推計をみると、未就学児及び就学児ともに減少傾向で推移すると予測されます。0歳児をみると令和6年では299人と、今後5年間で23人減少することが見込まれています。



	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	322	315	309	305	299
1歳	346	323	301	280	260
2歳	389	376	363	350	337
3歳	380	362	346	332	320
4歳	411	389	370	353	338
5歳	452	439	426	413	400
6歳	403	365	330	298	269
7歳	499	486	473	460	447
8歳	499	477	456	436	417
9歳	522	501	481	462	444
10歳	573	578	583	588	593
11歳	536	514	494	476	459

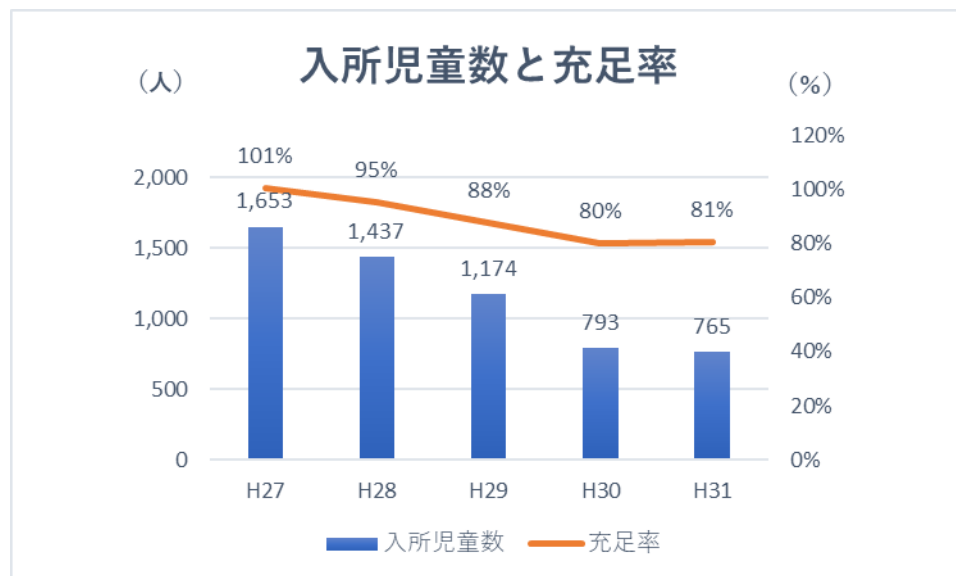
資料：コーホート変化率法による人口推計

2 子育て支援サービスなどの現状

(1) 保育所（園）・認可外保育施設の状況

① 保育所（園）入所児童数

本市の平成31年の保育所（園）の施設数は、公立が2か所、私立が10か所となっています。認定こども園へ移行する施設の増加を受け、入所児童数のみで見ると減少傾向にあります。ここ数年の充足率は80%程度で推移しています。



区分		H27年	H28年	H29年	H30年	H31年
公立	施設数（か所）	2	2	2	2	2
	定員（人）	120	120	120	120	120
	入所児童数（人）	122	107	92	93	79
	充足率（%）	1.02	0.89	0.77	0.78	0.66
私立	施設数（か所）	16	15	13	10	10
	定員（人）	1,521	1,391	1,220	870	830
	入所児童数（人）	1,531	1,330	1,082	700	686
	充足率（%）	1.01	0.96	0.89	0.80	0.83
合計	施設数（か所）	18	17	15	12	12
	定員（人）	1,641	1,511	1,340	990	950
	入所児童数（人）	1,653	1,437	1,174	793	765
	充足率（%）	1.01	0.95	0.88	0.80	0.81

資料：子ども課（各年4月1日現在）広域受託含む

② 認可外保育施設の状況

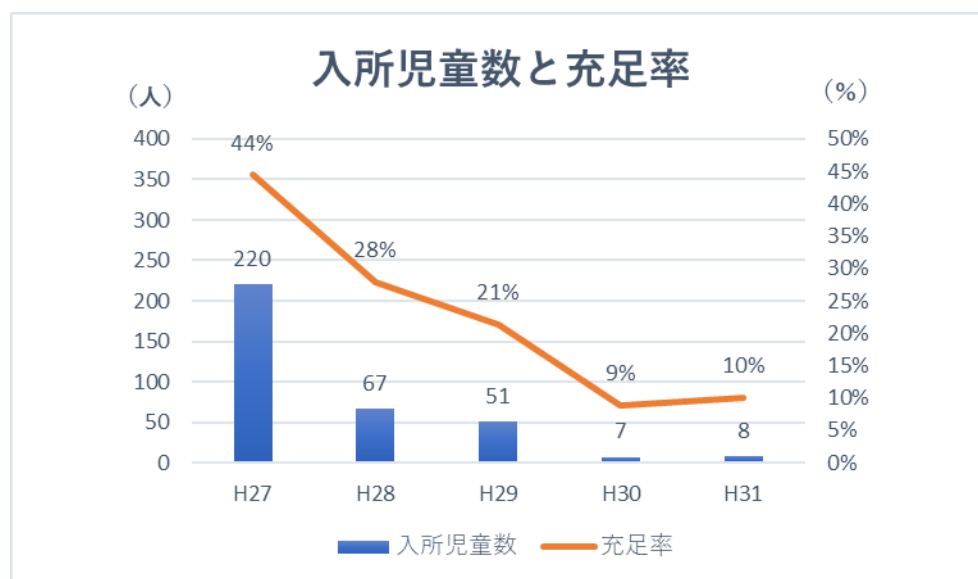
本市の認可外保育施設の施設数は平成31年4月現在5か所となっています。

区分	施設名	定員 (人)	入所児童数 (人)	充足率 (%)
他の認可外	こどもの国ほいくえん	30	2	6.7
	公立藤岡総合病院 院内保育所	10	6	60.0
	くすの木病院 風の子保育所	18	28	155.6
	医療法人育成会保育室 みどりのくに	10	4	40.0
事業所内	群馬ヤクルト藤岡サービスセンターキッズルーム	13	2	15.4

資料：子ども課（平成31年4月1日現在）

（２）幼稚園の状況

本市の平成31年の幼稚園の施設数は、私立が1か所となっています。認定こども園へ移行する施設が多く、施設数は減少傾向にあります。また、ここ数年の充足率は10%程度で推移しています。



区分		H27 年	H28 年	H29 年	H30 年	H31 年
私立	施設数（か所）	4	2	2	1	1
	定員（人）	495	240	240	80	80
	入園児数（人）	220	67	51	7	8
	充足率（％）	0.44	0.28	0.21	0.09	0.10

資料：子ども課（各年5月1日現在）

(3) 認定こども園の状況

本市の平成31年の認定こども園の施設数は、私立が13か所となっています。施設の増加を受け、入所児童数は増加傾向にあります。ここ数年の充足率は85%程度で推移しています。



区分		H27年	H28年	H29年	H30年	H31年
私立	施設数(か所)	4	7	9	13	13
	定員(人)	525	825	1,015	1,529	1,467
	入所児童数(人)	441	689	876	1,231	1,260
	充足率(%)	0.84	0.84	0.86	0.81	0.86

資料：子ども課（各年5月1日現在）広域受託含む

(4) 子育て支援サービスの状況

① 一時預かり事業の状況

一時預かり事業は、平成30年度は15か所で実施しています。延べ利用人数は、平成26年度から平成30年度にかけて年度により増減がみられますが、平成30年度では354人となっています。

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
実施施設数(か所)	14	14	14	15	15
延べ利用人数(人)	321	310	298	381	354

資料：子ども課

② 障害児保育事業の状況

障害児保育事業は、平成 30 年度は 19 か所で実施しています。受入れ人数は、年度によりばらつきはありますが、平成 30 年度では 42 人となっています。

	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
実施施設数（か所）	8	14	18	17	19
受入れ人数（人）	14	24	32	39	42

資料：子ども課

③ 病後児保育事業の状況

本市では、平成 22 年度から病後児保育を 1 か所で行っています。延べ利用人数は、年度によりばらつきはありますが、おおむね 60 人程度で推移しています。

	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
実施施設数（か所）	1	1	1	1	1
延べ利用人数（人）	96	60	58	58	66

資料：子ども課

④ 学童保育（放課後児童クラブ）の状況

本市の放課後児童クラブは、市内の全小学校区（11 小学校区）に設置されており、平成 30 年度は 23 か所で実施しています。入所児童数は増加傾向で推移しており、平成 26 年と比較すると、平成 30 年では 180 人増加の 990 人となっています。

	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
実施施設数（か所）	20	20	22	23	23
入所児童数（人）	810	878	956	964	990

資料：子ども課（各年 4 月 1 日現在）

⑤ 子育て支援センターの相談状況

本市の子育て支援センターは、平成 30 年度は 16 か所で実施しています。相談件数は、年度によりばらつきはありますが、おおむね 500 件程度で推移しています。

○子育てに関する相談

	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
相談件数(延べ件数)	401	385	486	465	522

資料：子ども課

⑥ ファミリー・サポート・センターの状況

本市のファミリー・サポート・センターの活動件数は平成26年度から平成30年度にかけて94件の増加がみられましたが、年度によりばらつきが見られます。提供会員がほぼ横ばいである一方で、依頼会員は増加傾向で推移しています。

区分		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
活動件数（延べ件数）		304	260	162	207	398
会員数	依頼会員	237	255	266	297	295
	提供会員	79	86	83	87	83
	両方会員	31	32	32	33	29
	合計	347	373	381	417	407

資料：子ども課

（５）小学校・中学校の状況

① 小学校の状況

本市の小学校は平成31年では11校あり、児童数は3,103人となっています。児童数は、平成27年と比較すると251人減少しており、減少傾向で推移しています。

区分	H27年	H28年	H29年	H30年	H31年
児童数（人）	3,354	3,421	3,354	3,246	3,103
学校数（校）	11	11	11	11	11

資料：教育委員会（各年5月1日現在）

② 中学校の状況

本市の中学校は平成31年では5校あり、生徒数は1,701人となっています。生徒数は、平成27年と比較すると106人減少しており、緩やかな減少傾向で推移しています。

区分	H27年	H28年	H29年	H30年	H31年
生徒数（人）	1,807	1,858	1,807	1,750	1,701
学校数（校）	5	5	5	5	5

資料：教育委員会（各年5月1日現在）

③ 特別支援学校の状況

本市には、特別支援学校が1校あります。平成31年5月1日現在の小学部から高等部までの本市の通学合計児童数は48人となっています。

学校名	区分	H27年	H28年	H29年	H30年	H31年
群馬県立 特別支援学校	小学部	18	24	27	25	24
	中学部	10	13	12	10	9
	高等部	0	0	0	7	15

資料：教育委員会・その他（平成31年5月1日現在）、本市の通学児童のみ

（6）障害児通園施設の状況

障害児通園施設（児童発達支援及び放課後等デイサービス）の実利用人数は、増加傾向で推移しています。

利用件数	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年
児童発達支援	15	15	24	24	31
放課後等デイサービス	58	67	83	96	99

資料：福祉課（各年3月31日現在）

(7) 児童虐待などの現状

① 家庭児童相談室への相談件数

平成30年度の家庭児童相談室への相談件数は189件で、最も多かったのが「心身障害（自閉症含む）」であり、次いで、「知能・言語」が多くなっています。全体の傾向として、年度により多少のばらつきはありますが、増加傾向にあります。

区分	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
性格・生活習慣	3	4	3	0	2
知能・言語	60	47	70	43	44
学校生活（人間関係、登校拒否等）	12	11	8	14	18
非行	4	1	0	1	3
家族関係（虐待、その他）	43	12	16	41	25
肢体不自由	1	1	0	0	0
心身障害（自閉症含む）	10	21	52	83	54
その他(DV、その他)	12	7	28	14	43
合計（件）	145	104	177	196	189

資料：子ども課

② 児童虐待認知件数

平成30年度の児童虐待認知件数は84件で、内容としてはネグレクトが46件となっており、54%を占めています。また、件数を平成26年度と比べると、65件増加しています。

区分	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
件数	19	24	16	43	84

資料：子ども課

○平成30年度の児童虐待認知件数の内訳

区分	0～3歳児	3～就学前児	小学生	中学生	高校生～18歳	合計
身体的虐待	0	1	3	2	0	6
心理的虐待	2	10	16	4	0	32
ネグレクト	4	29	6	6	1	46
性的虐待	0	0	0	0	0	0
合計（件）	6	40	25	12	1	84

資料：子ども課

3 ニーズ調査結果からわかる現状

本計画の策定に向けて、幼稚園・保育所・学童保育室などの教育・保育・子育て支援を計画的に整備するために、市民の利用状況や利用希望を把握することを目的とした、「子ども・子育て支援事業に係るニーズ調査」を実施しました。

■調査期間

平成 30 年 10 月 22 日 ～ 平成 30 年 12 月 21 日

■調査対象者

平成 30 年 10 月 1 日現在、住民基本台帳に掲載されている市内在住の 0 歳から 5 歳（就学前児童）2,000 人を無作為抽出

■調査結果

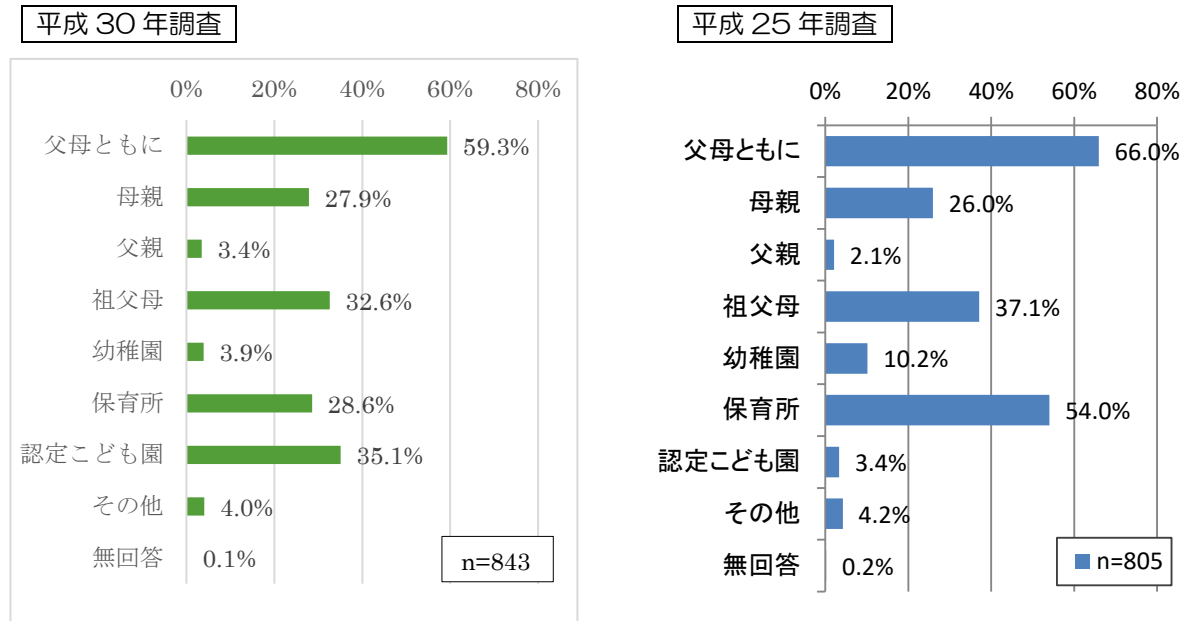
区分	配布枚数	有効回収数	回収率
就学前児童	2,000 件	843 件	42.1%

(1) 子どもの育ちをめぐる環境

①子育てや教育に日常的に関わっている方、もっとも影響する環境

子育てや教育に日常的に関わっている方は、「父母ともに」の割合が59.3%と最も高くなっています。前回調査（平成25年）と比較しますと、「父母ともに」が6.7ポイント減少（前回調査時66.0%）となっています。

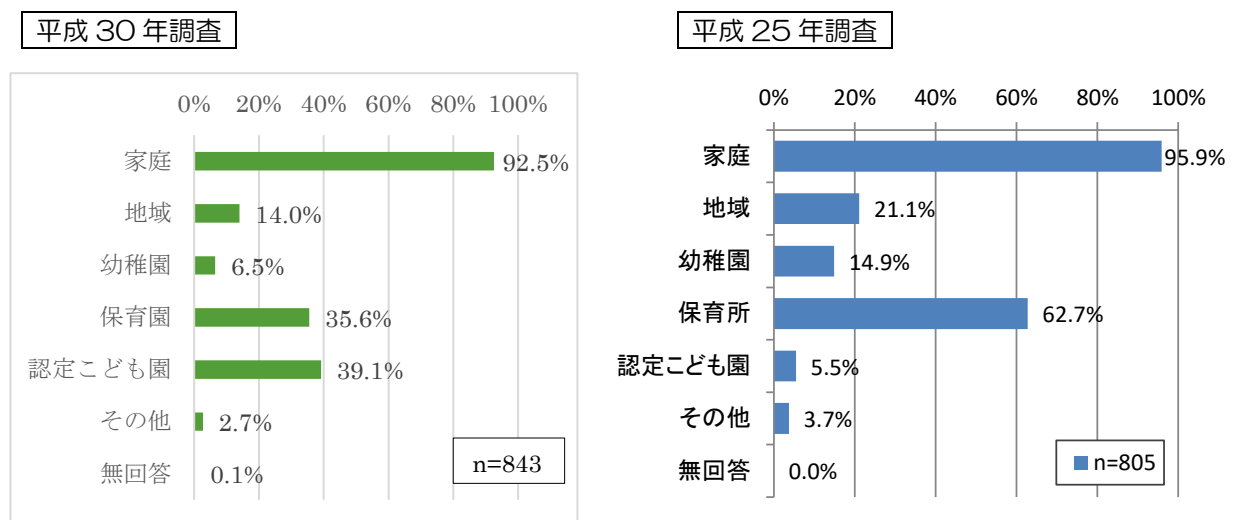
▲日常的に関わっている方



※グラフはともに複数回答でグラフ中凡例 n は回答者数（以下同様）

子育てや教育にもっとも影響する環境では、「家庭」の割合が92.5%と最も高くなっています。前回調査と比較しますと、「家庭」が3.4ポイント減少（前回調査時95.9ポイント）となっています。

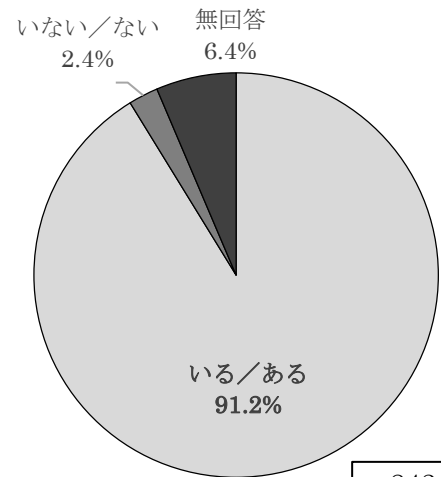
▲もっとも影響する環境



②子育てや教育をする上での相談相手の有無

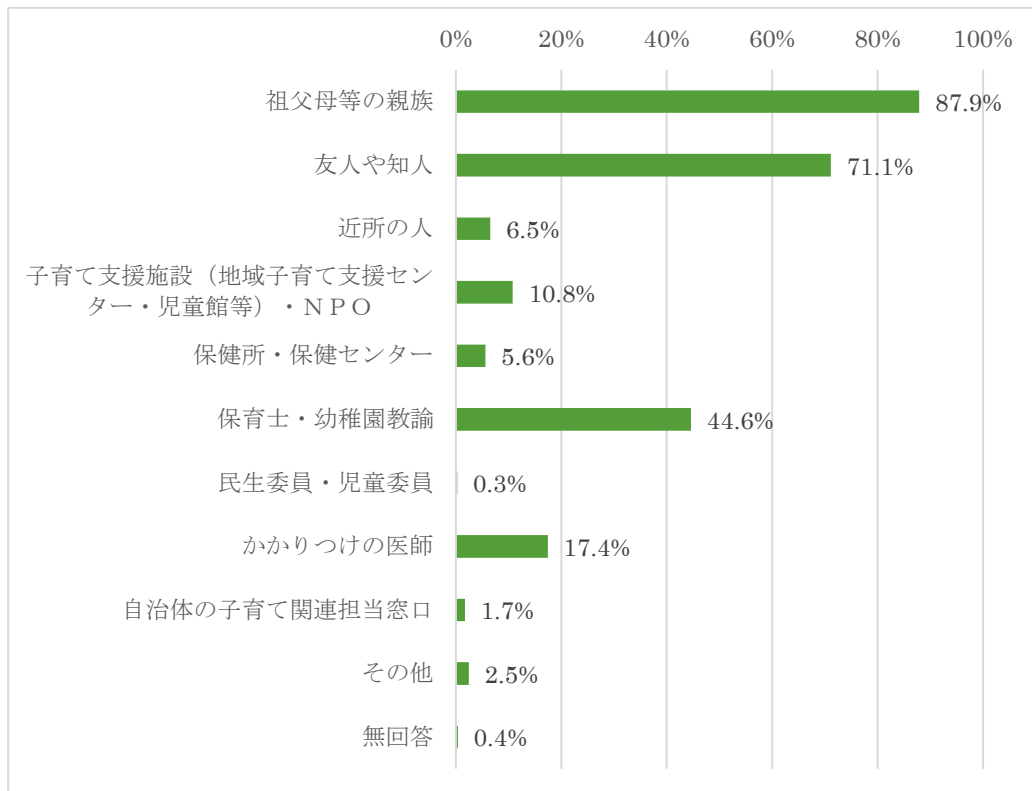
子育てや教育をする上で気軽に相談できる相手の有無は、「いる/ある」の割合が91.2%と最も高くなっていますが、前回調査と比較して4.8%ポイント減少しています。

なお、主な相談先としては「祖父母等の親族」や「友人や知人」など、身近な人の割合が高くなっています。



n=843

▲「いる/ある」の回答者の主な相談先の割合

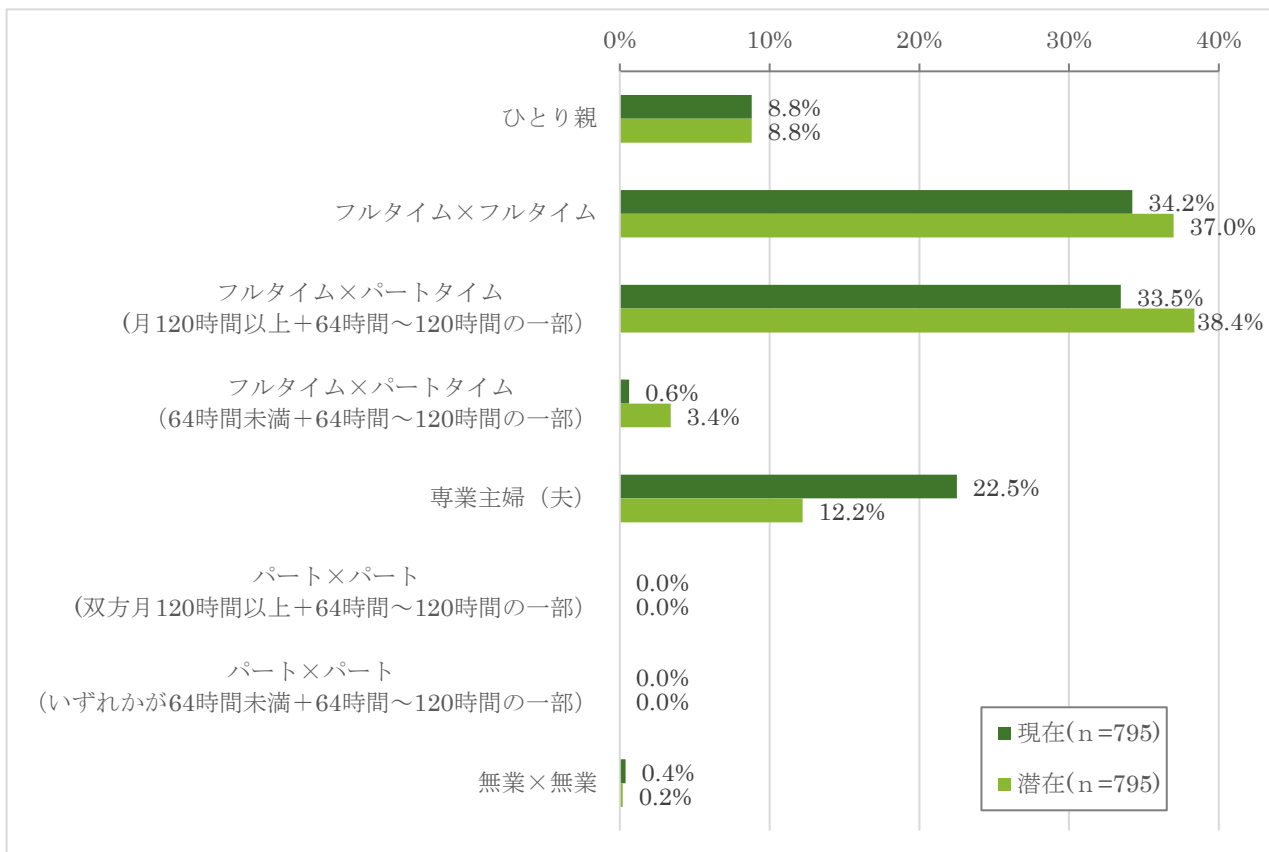


(2) 保護者などの就労の状況

下のグラフは、今回の調査結果により父母の就労状況の組み合わせ（家庭類型）を示したものです。

現在の家庭類型を見ますと、夫婦ともに「フルタイム」の類型を合計した割合が34.2%（前回調査 27.0%）となっており、前回調査と比較し大幅に増加しています。

また、「専業主婦（夫）」の割合が22.5%（前回調査 31.5%）となっており、就労をしている家庭類型が増加していることが伺えます。



※グラフ中、「現在」は現在の就労状況、「潜在」は今後の就労希望を勘案した割合となっている

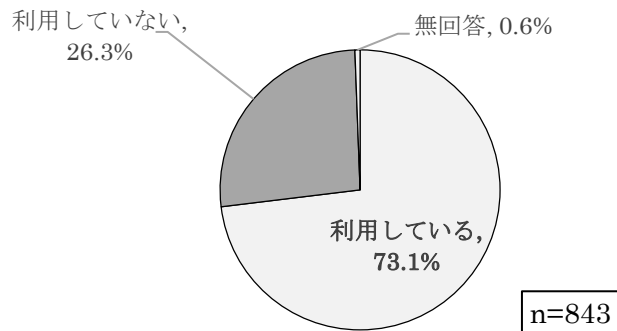
※グラフ中、パートタイムの時間区分は、新制度による保育の必要性の認定の際、保育時間（保育標準時間と保育短時間）を定める指標となるもので、本市では、120時間は保育標準時間の下限、64時間は保育短時間の下限としている

(3) 教育・保育の利用状況と利用意向

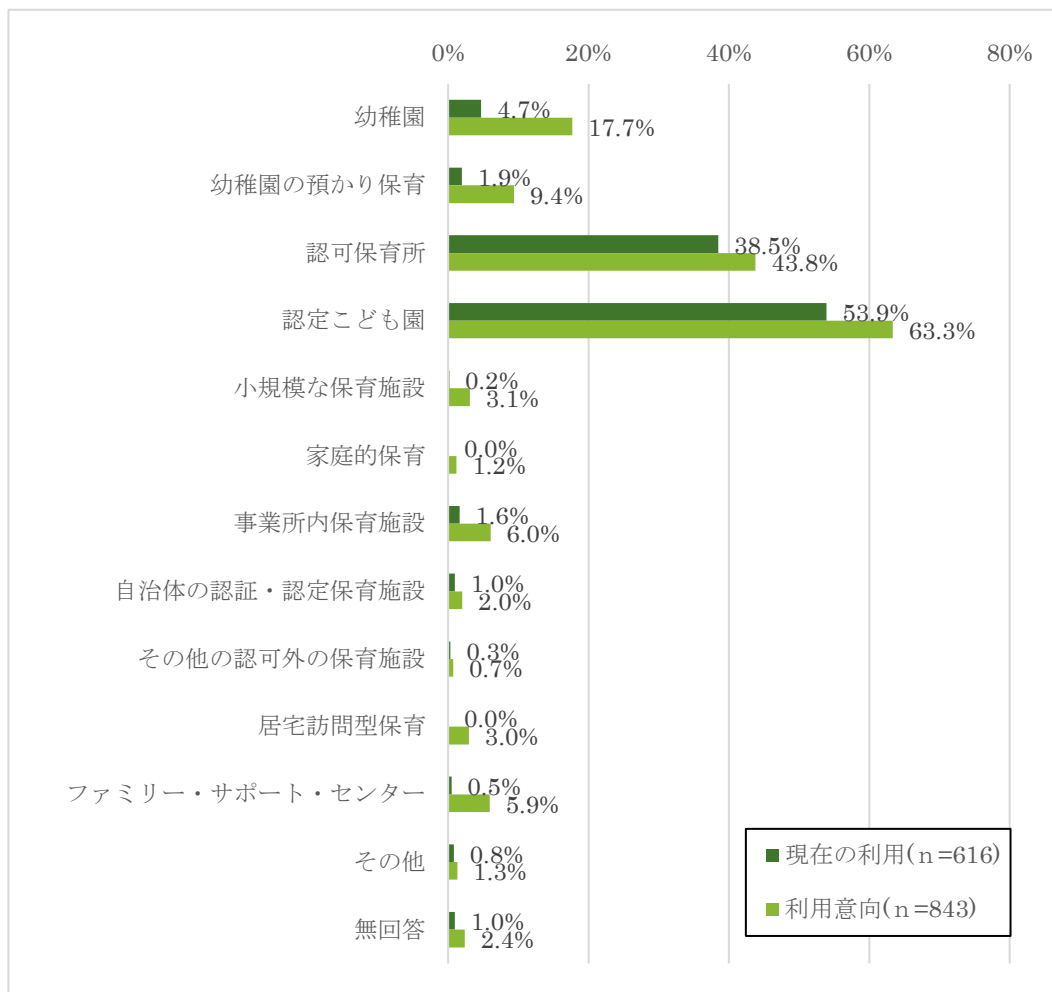
幼稚園や保育所（園）、認定こども園などの定期的な教育・保育の利用状況は、「利用している」が73.1%に対し、「利用していない」が26.3%となっています。

また、現在利用している教育・保育の種類では、「認定こども園」の割合が53.9%と最も高く、次いで「認可保育所」が38.5%となっています。

▲幼稚園や保育所（園）、認定こども園などの定期的な教育・保育の利用



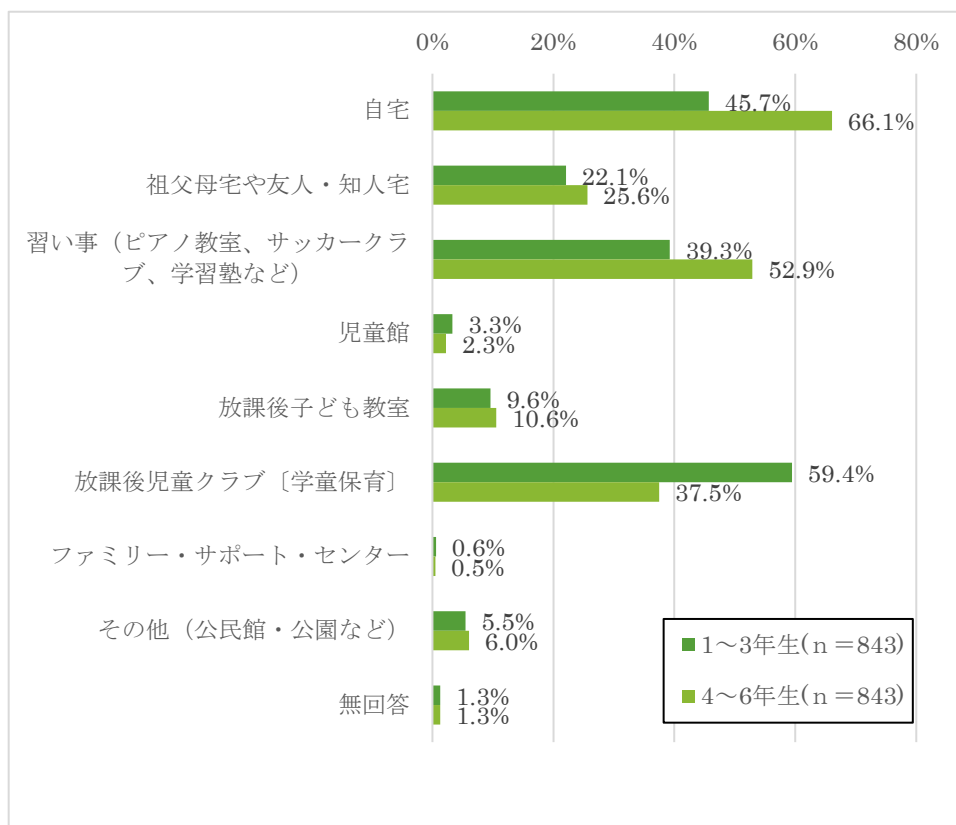
▲教育・保育の利用状況と利用意向



※グラフはともに複数回答

(4) 小学校就学後の放課後の過ごし方

小学校就学後の放課後の過ごし方（希望）は、低学年では「放課後児童クラブ」が59.4%の希望があり、続いて「自宅」が45.7%となっています。また、高学年では、「自宅」や「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」などの割合が低学年に比べ増加傾向にあり、「放課後児童クラブ」の割合が減少しています。

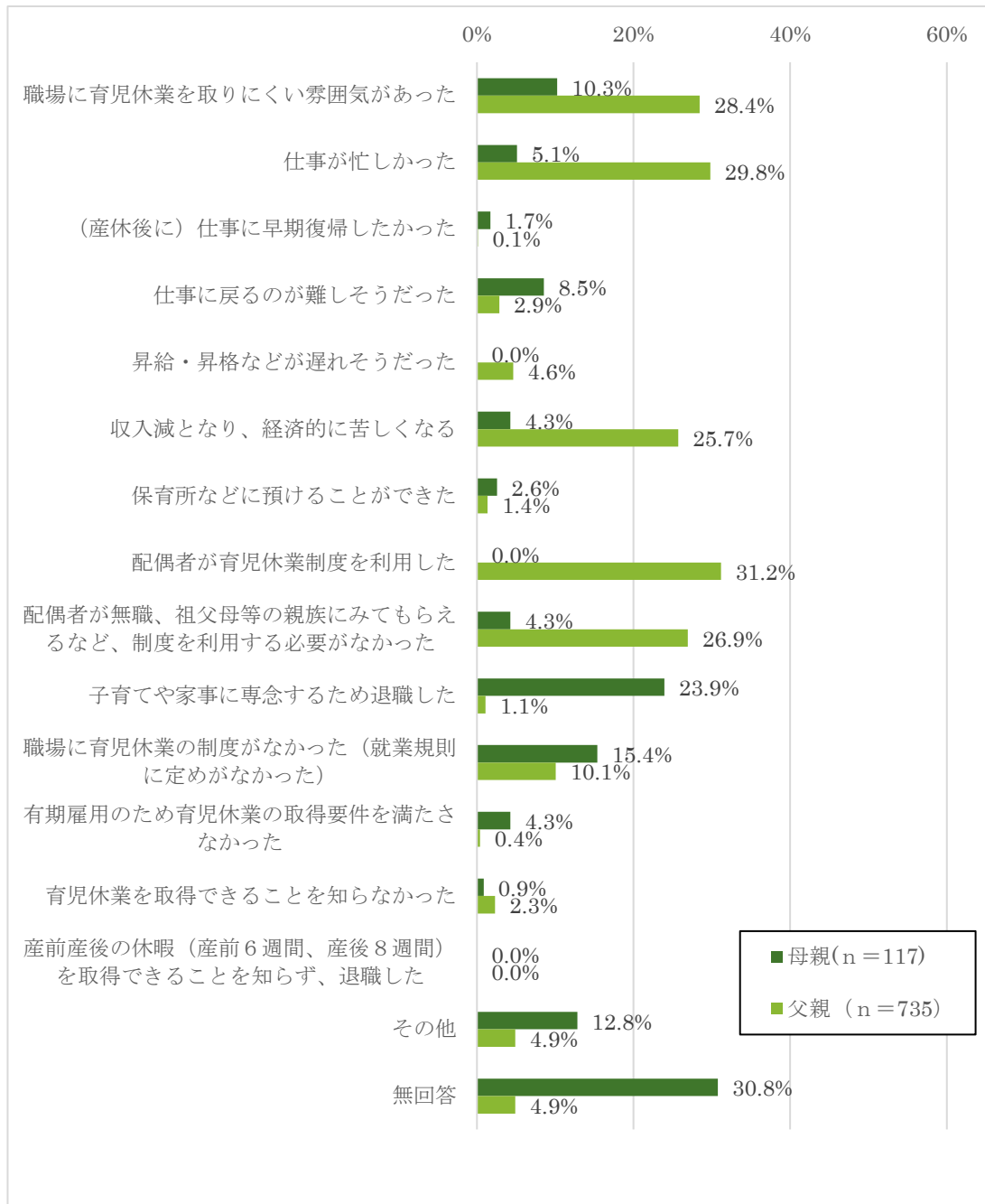


※グラフはともに複数回答

(5) 育児休業を取得していない理由

育児休業を取得していない理由は、無回答を除き「母親」では、「子育てや家事に専念するため退職した」の割合が23.9%と高く、「父親」では、「配偶者が育児休業制度を利用した」の割合が最も高く、その他、約2割から3割の複数の理由が確認できます。

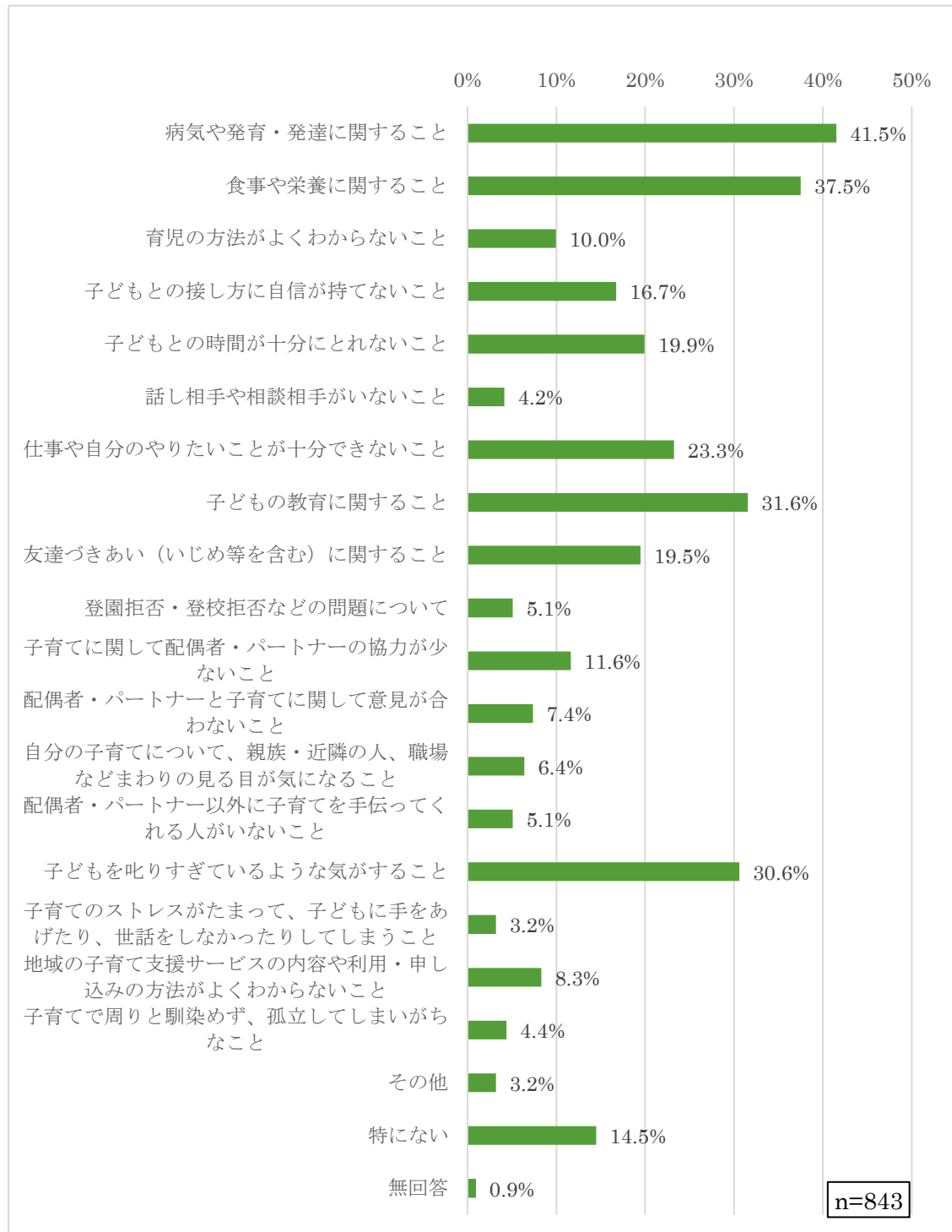
母親の回答について、前回調査と比較しますと、育児休業を取得しやすい環境への変化が見られますが、経済的な理由により退職をしていない母親が多いことが分かります。



※グラフは複数回答

(6) 子育てに関して日頃悩んでいること、気になること

子育てに関する悩みや気になることは、「病気や発育・発達に関すること（41.5%）」「食事や栄養に関すること（37.5%）」「子どもの教育に関すること（31.6%）」「子どもを叱りすぎているような気がする（30.6%）」の割合がそれぞれ3割を超え、高くなっています。



※グラフは複数回答

(7) 市の子育て支援の充実に期待すること

市の子育て支援の充実に期待することについては、子育てに関する施設、経済的負担軽減、緊急的な預かりや病児保育、保護者間の交流の場の確保、子育てに関する情報提供等に関し、ご意見が寄せられました。

子育て支援の充実に期待する主なご意見

- ・近所への公園の整備及び雨天時に体を動かすことのできる施設の充実
- ・公共施設や商業施設におけるオムツ替え、授乳コーナーの整備
- ・教育、保育施設の利用に係る費用負担軽減
- ・予防接種費用助成の拡大
- ・病児保育施設の開設、近隣市町村との体制強化
- ・市からの子育て情報の提供体制強化

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

本計画の基本理念は、「藤岡市子ども・子育て支援事業計画」の基本理念を引き継ぎ、より一層の子育て支援を推進・充実するため、次のとおり設定します。

- 子どもの最善の利益が実現するよう子育て支援に取り組みます。
- 地域との協働による子育てを推進していきます。
- 藤岡に住み、働き、家族を作り、子育て世代が誇れるまちを目指します。

第2期 藤岡市子ども・子育て支援事業計画の基本理念

いきいきと 輝く子どもを 地域で育む ふじおかし

2 計画の体系

本計画の体系は以下のとおりです。

1 推進方策にあたって

- (1) 量の見込みと確保方策
- (2) 提供区域の設定

2 教育・保育

- ① 幼稚園・認定こども園（1号及び2号認定、3～5歳児）
- ② 保育園など（2号認定、3～5歳児）
- ③ 保育園など（3号認定、0～2歳児）

3 地域子ども・子育て支援事業

- (1) 利用者支援事業
- (2) 地域子育て支援拠点事業
- (3) 妊婦健康診査
- (4) 乳児家庭全戸訪問事業
- (5)-1 養育支援訪問事業
- (5)-2 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
- (6) 子育て短期支援事業
- (7) ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）
- (8) 一時預かり事業
- (9) 延長保育事業
- (10) 放課後児童健全育成事業
- (11) 病児・病後児保育事業

4 母親や乳幼児等の健康確保、切れ目のない支援へ向けて

5 育児不安の解消、情報の提供対策の充実

6 支援を要する子どもと家庭への支援の推進

- (1) 児童虐待防止対策の充実
- (2) 母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進
- (3) 障害児施策の充実等
- (4) 子どもの貧困対策の推進

7 働きながら子育てをできる環境づくり

第4章 計画の推進方策 【子ども・子育て支援事業計画】

1 推進方策にあたって

（１）量の見込みと確保方策

計画の作成にあたり、量の見込みと確保方策の設定を行います。

量の見込みは、「ニーズ調査の集計結果」及び「事業の利用実績」から算出された各年度における必要とされる見込み量を指します。確保方策については、その見込み量（需要量）に対し、提供できる体制（供給量）を示します。

確保方策が不足している場合については、確保方策の増加や設定ができるよう事業の検討を進めて行きます。

（２）提供区域の設定

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域は、市全域を１区域とします。

2 教育・保育（必要量の見込み、確保の内容、実施時期）

特定教育・保育施設（保育園、幼稚園、認定こども園等）において、教育・保育の提供を受ける事業です。特定教育・保育施設を利用する際には、「認定」（1号認定：教育、2号・3号認定：保育）を受け、各施設を利用します。

① 幼稚園・認定こども園（1号及び2号認定、3～5歳児）【提供区域：市全域】

1) 事業概要

幼稚園、認定こども園において幼児教育の提供を実施します。

2) 量の見込みと確保方策

ニーズ調査結果、人口推計、過去の利用実績を勘案して量の見込みを算出します。

1号認定、幼児期の教育希望の強い2号認定について、幼稚園、認定こども園において確保します。

（単位：人）

		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
① 量 の 見 込 み	1号	232	222	213	205	198
	2号(幼児教育希望)	17	16	15	15	14
	小計①	249	238	228	220	212
② 確 保 方 策	教育・保育施設	370	370	370	370	370
	確認を受けない幼稚園	80	80	80	80	80
	小計②	450	450	450	450	450
(小計②) - (小計①)		201	212	222	230	238

② 保育園など（2号認定 3歳～5歳児）【提供区域：市全域】

1) 事業概要

保育園、認定こども園、認可外保育施設において保育の提供を実施します。

2) 量の見込みと確保方策

ニーズ調査結果、人口推計、過去の利用実績を勘案して量の見込みを算出します。

保育を必要とする2号認定について、保育園、認定こども園等において確保します。

(単位：人)

		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
① 量 の 見 込 み	2号	1018	975	935	899	866
	小計①	1018	975	935	899	866
② 確 保 方 策	教育・保育施設	1256	1256	1256	1256	1256
	認可外保育施設	23	23	23	23	23
	小計②	1279	1279	1279	1279	1279
(小計②) - (小計①)		261	304	344	380	413

③ 保育園など（3号認定 0歳～2歳児）【提供区域：市全域】

1) 事業概要

保育園、認定こども園、認可外保育施設において保育の提供を実施します。

2) 量の見込みと確保方策

ニーズ調査結果、人口推計、過去の利用実績を勘案して量の見込みを算出します。

保育を必要とする3号認定について、保育園、認定こども園等において確保します。

(単位：人)

		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
① 量の見込み	3号	655 (48)	624 (47)	594 (46)	566 (46)	538 (45)
	小計①	655 (48)	624 (47)	594 (46)	566 (46)	538 (45)
② 確保方策	教育・保育施設	791 (156)	791 (156)	791 (156)	791 (156)	791 (156)
	地域型保育施設	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	58	58	58	58	58
	小計②	849	849	849	849	849
(小計②) - (小計①)		194	225	255	225	311

※ () については、0歳児を再掲

3 地域子ども・子育て支援事業（必要量の見込み、確保の内容、実施時期）

（１）利用者支援事業

1) 事業概要

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

2) 量の見込みと確保方策

ニーズ調査結果、利用状況を勘案して量の見込みを算出します。

子ども課において、子育て世代包括支援センターを設置し、情報提供や相談事業を確保します。

		R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
基本型 ・ 特定型	量の見込み（か所）	0	0	0	0	0
	確保方策（か所）	0	0	0	0	0
母子 保健型	量の見込み（か所）	1	1	1	1	1
	確保方策（か所）	1	1	1	1	1

（２）地域子育て支援拠点事業

1) 事業概要

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

2) 量の見込みと確保方策

ニーズ調査結果、人口推計、過去の利用実績を勘案して量の見込みを算出します。

市内各所において実施施設を設け、幅広い世帯が利用できるよう確保します。

		R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
量の見込み（人回）		2576	2468	2369	2277	2188
確保方策	（人回）	2576	2468	2369	2277	2188
	（か所）	16	16	16	16	16

※人回・・・月間延べ利用回数

（３）妊婦健康診査

1) 事業概要

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

2) 量の見込みと確保方策

実績値を勘案し、量の見込みを算出します。

各医療機関にて受診対応していただくことにより、提供体制を確保します。

	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
量の見込み（人）	350	350	350	350	350
確保方策	実施場所：各医療機関 対象時期：妊娠届出～出産前				

（４）乳児家庭全戸訪問事業

1) 事業概要

生後 4 か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

2) 量の見込みと確保方策

実績値を勘案し、量の見込みを算出します。

保健師、助産師による訪問により、提供体制を確保します。

	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
量の見込み（人）	366	366	366	366	366
確保方策	実施体制：市保健師、助産師による訪問				

（５）－１ 養育支援訪問事業

1) 事業概要

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

2) 量の見込みと確保方策

実績値を勘案し、量の見込みを算出します。

保健師等による訪問により、提供体制を確保します。

	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
量の見込み（人）	69	69	69	69	69
確保方策	実施体制：市保健師等による訪問				

（５）－２ 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

1) 事業概要

要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業です。

2) 確保方策

児童虐待の発生予防、早期発見、発生時の迅速・的確な対応を行うため「子ども家庭総合支援拠点」の整備を行いました。この支援拠点を軸として、相談支援や技術支援を行い、児童虐待の発生しないまち作りを児童相談所等関係各所と連携を図りながら進めていきます。

（６）子育て短期支援事業

1) 事業概要

保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業【短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）】です。

2) 量の見込みと確保方策

ニーズ調査による量の見込みの希望はありませんでした。

今後の利用希望や必要性等を勘案し、提供体制について検討を進めます。

	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
量の見込み（人日）	0	0	0	0	0
確保方策	保護者における利用希望や児童虐待に係る相談実績等を勘案し、情報提供や提供体制についての検討を進めます。				

※人日・・・年間延べ利用者数

（７）ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

1) 事業概要

子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

2) 量の見込みと確保方策

ニーズ調査結果、人口推計を勘案して量の見込みを算出します。

援助希望者数の増加を推進し、提供体制について検討を進めます。

なお、ファミリー・サポート・センター事業による病児・緊急対応強化事業は実施していません。

		R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
量の見込み（人日）		123	115	108	102	96
確保 方策 （人日）	子育て援助活動支援事業 （病児・緊急対応強化事業）	0	0	0	0	0
	子育て援助活動支援事業 （就学後）	123	115	108	102	96

※人日・・・年間延べ利用者数

（８）一時預かり事業

1) 事業概要

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、認定こども園、幼稚園、保育所(園)その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

一時預かり事業については、幼稚園等に通園する児童を対象として①【幼稚園における在園時を対象とした一時預かり（預かり保育）】と②【その他の一時預かり】に分けられます。

2) 量の見込みと確保方策

①【幼稚園における在園時を対象とした一時預かり（預かり保育）】

ニーズ調査結果、人口推計、利用実績を勘案して量の見込みを算出します。

幼稚園、認定こども園において、提供体制を確保します。

		R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
量の見込み (人日)	1号認定による利用	26928	25839	24833	23892	23018
	2号認定による利用	0	0	0	0	0
確保 方策 (人日)	在園児対象	26928	25839	24833	23892	23018

※人日・・・年間延べ利用者数

②【一時預かり事業（在園児対象を除く、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業を除く）、子育て短期支援事業（トワイライトステイ）】

ニーズ調査結果、人口推計、利用実績を勘案して量の見込みを算出します。

保育園、認定こども園等において、提供体制を確保します。

		R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
量の見込み（人日）		437	419	402	386	371
確保 方策 (人日)	一時預かり事業 （在園児対象を除く）	437	419	402	386	371
	子育て援助活動支援事業 （病児・緊急対応強化事業を除く）	0	0	0	0	0
	子育て短期支援事業 （トワイライトステイ）	0	0	0	0	0
	合 計	437	419	402	386	371

※人日・・・年間延べ利用者数

（９）延長保育事業

1) 事業概要

保育認定を受けた子どもについて、保育園、認定こども園等の通常の利用時間以外において、保育を実施する事業です。

2) 量の見込みと確保方策

ニーズ調査結果、人口推計を勘案して量の見込みを算出します。

保育園、認定こども園において、提供体制を確保します。

		R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
量の見込み（人）		456	437	419	403	387
確保方策	（人）	456	437	419	403	387
	（か所）	19	19	19	19	19

（１０）放課後児童健全育成事業

1) 事業概要

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

2) 量の見込みと確保方策

ニーズ調査結果、人口推計、利用実績を勘案して量の見込みを算出します。

市内各所において実施施設を設け、提供体制を確保します。

また、必要に応じ、放課後子供教室との一体型の推進や学校施設の活用を検討していきます。

		R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
量の見込み（人）		991	955	921	889	860
	1 年生	290	280	270	260	252
	2 年生	290	280	270	260	252
	3 年生	210	202	195	188	182
	4 年生	110	106	102	99	95
	5 年生	70	67	65	63	61
	6 年生	21	20	19	19	18
確保方策(人)		1156	1156	1156	1156	1156

（１１）病児・病後児保育事業

1) 事業概要

病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業です。

2) 量の見込みと確保方策

ニーズ調査結果、人口推計、利用実績を勘案して量の見込みを算出します。

病後児保育について、現在実施に至っておりませんが、近隣市町村との協力体制の強化や、市内医療機関との調整を図り、利用可能な体制作りを検討していきます。

		R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
量の見込み（人日）		46	44	42	41	39
確保 方策 （人日）	病児保育事業	近隣市町村との協力体制の強化や、市内医療機関との調整を図り、利用可能な体制作りを検討していきます。				
	病後児保育事業	46	44	42	41	39
	子育て援助活動支援事業 （病児・緊急対応強化事業）	0	0	0	0	0

※人日・・・年間延べ利用者数

4 母親や乳幼児等の健康確保、切れ目のない支援へ向けて

妊娠期から乳幼児期を通じ、母親や子どもの健康が確保されるよう、各種健診、訪問事業、保健指導の充実を図ります。

産前のみならず産後においても手厚い支援体制を確保し、母子ともにすこやかな成長がなされるよう推進していきます。

事業名	事業展開	担当課
各種乳幼児健康診査	股関節検診、4か月児、1歳児、1歳6か月児、2歳児、3歳児、5歳児を対象に乳幼児健康診査を実施します。また、健診時に児童の成長・発達等に関する相談に応じます。	子ども課
乳児家庭全戸訪問事業（新生児訪問）	保健師・助産師・健康推進員が妊産婦や新生児のいる家庭を訪問し、母子の育児支援を実施します。初産婦や低体重児・未熟児の家庭を重点的に訪問し、育児不安の解消に努めます。	子ども課
育児相談事業	育児全般に関する相談を毎月実施します。定期的に開催することにより、子どもの成長確認をできる場として育児に関する不安を解消していきます。	子ども課
栄養相談事業	離乳食教室や1歳児健診等で、栄養士による指導・相談を実施します。年代に応じた指導内容とし、離乳食の調理実習や歯科衛生士による虫歯予防など幅広く活動します。	子ども課
両親学級	両親へ妊娠・出産・育児をテーマとした教室を開催します。父親のマタニティ体験や妊娠中の保健、家族計画等幅広い分野をテーマとして開催し、虐待やDVのない明るい家庭が築ける基礎作りを目指します。	子ども課
性や性感染症予防に関する正しい知識の普及	各学校の要請に応じて出前講座を実施します。命の大切さ出前講座では小学校低学年・高学年・中学校用の指導案を作成し、学校と連携しながら実施します。	子ども課
歯科予防に関する正しい知識の普及	歯科健診等の事業と健康な歯をつくろう出前講座により、正しい知識を普及して、歯科予防の実効を向上させていきます。	子ども課
妊婦健康診査	母子手帳交付時に保健師・助産師が個別の保健指導を行うとともに、妊婦健康診査受診票を交付します。妊婦の健康管理の充実や経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠・出産ができる体制の確保をしていきます。	子ども課

事業名	事業展開	担当課
産婦健康診査	産後2週間を経過した時期に行う産婦健康診査にかかる費用の一部を助成します。	子ども課
新生児聴覚検査	医療機関において新生児聴覚検査を受診した際にかかる費用の一部を助成します。	子ども課
がん検診（婦人科）	対象年齢の女性へ検診無料クーポンを配布し、各種がんに対する検診率の向上に努めます。	健康づくり課
予防接種の実施	予防接種法に基づき、疾病の流行防止に努めます。また、未接種を減少させるため、健診時等を活用し接種勧奨を行います。	子ども課
子どもの医療費無料化	子育て世帯の負担を軽減するとともに、子どもたちが安心して必要な医療が受けられるよう、医療費の一部負担金を県と市で負担します。	保険年金課
健康推進員事業	市長より委嘱を受けた健康推進員に様々な保健活動への協力してもらい、市民の健康増進を図ります。	子ども課
健康教育の推進	健康教育に対し、教育方針への明示や校長会議・教頭会議・学校訪問・文書等で指導を行うとともに、児童の心身の健康増進を図ります。	学校教育課
子どもの事故予防のための啓発	相談や健診事業を利用して、誤飲・転落・やけど等の事故や乳幼児突然死症候群の予防指導を行い、啓発に努めます。	子ども課

5 育児不安の解消、情報の提供対策の充実

○子ども・子育て支援法に基づく基本指針上の扱い

【産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の円滑な利用の確保に関する事項】

女性の就業率が上昇する中、安心して出産、育児休業の取得ができるよう教育・保育施設の充実に図り、円滑な施設利用ができるよう、支援体制を整えます。

また、施設利用や育児不安について気軽に相談することができるよう、多くの相談窓口を設け、情報提供に努めます。

事業名	事業展開	担当課
乳児家庭全戸訪問事業・養育支援訪問事業	生後4か月までの乳児のいる家庭を全戸訪問し、支援が必要な家庭に養育に関する指導・助言を行い、適切な養育環境になるよう支援します。	子ども課
子育て支援センター事業	子育て親子の交流の場として、相談室、プレイルームを備え、子育てに関する相談や情報提供を行います。また、親同士の自主的なサークル活動なども支援します。	子ども課
幼稚園での相談事業	在籍している幼児の保護者からの相談を受け付けます。また、保護者同士や先生との情報交換の促進を図ります。	子ども課
幼稚園・保育園等への訪問相談事業	各種健診後の保育士・幼稚園教諭等への相談・指導の実施をします。園での日頃の行動を観察し、必要に応じて保育士・幼稚園教諭等及び保護者と相談をして問題改善をします。	子ども課
子育て電話相談事業（子育て110番）	育児相談専用電話で保健師・助産師が緊急的な相談に電話対応します。	子ども課
家庭児童相談事業	家庭児童相談員等による相談を行います。児童虐待等、家庭での問題が発生しないよう、関係機関との連携を図り対応を実施していきます。	子ども課
育児相談事業 【再掲】	育児全般に関する相談を毎月実施します。定期的に開催することにより、子どもの成長確認をできる場として育児に関する不安を解消していきます。	子ども課
栄養相談事業 【再掲】	離乳食教室や1歳児健診等で、栄養士による指導・相談を実施します。年代に応じた指導内容とし、離乳食の調理実習や歯科衛生士による虫歯予防など幅広く活動します。	子ども課

事業名	事業展開	担当課
産後ケア事業	母親が安心して育児ができるよう、病院において助産師による授乳指導や育児相談等の専門的なサービスの提供を行います。	子ども課
子育て応援券	ファミリー・サポート・センターや一時保育に利用できるサービス券（応援券）を配布し、保護者の子育て支援を行います。	子ども課
にじの家相談事業	「にじの家」において、不登校等の自立支援に関する相談を行います。学校や子ども課と連携し、気軽に相談できる環境を整えていきます。	学校教育課
児童館での相談事業	児童館の来館者からの相談に随時応じます。また、子育て世帯を対象とした育児講演会を実施します。	子ども課
家庭（女性）総合相談事業（不妊治療費補助事業）	不妊に関する相談を実施します。また、不妊治療を受けている夫婦の治療費の一部補助を行います。	子ども課
各種PR事業	各種子育て支援サービスについて市の広報、ホームページで情報提供を行います。各サービスを積極的に活用していただけるよう、健診時や窓口等で呼びかけを実施します。	子ども課
利用者支援事業	教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施します。	子ども課

6 支援が必要な子どもと家庭への支援の推進

○子ども・子育て支援法に基づく基本指針上の扱い

【子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項】

（１）児童虐待防止対策の充実

平成 30 年度の全国の児童虐待相談対応件数は 159,850 件で、平成 29 年度の対応件数は 133,778 件となっています。1 年間で 26,072 件もの増加がありました。

全国的に虐待件数が増加する中、本市においては、子ども家庭総合支援拠点を整備し、養育支援を必要とする家庭の早期把握、虐待発生の予防に努めています。

また、虐待発生時には、早期発見・早期対応が必要であり、その対応に介入や専門性が求められる場合は、児童相談所などの関係機関との連携を強化し、遅延なく対応を行います。

① 関係機関との連携と相談体制の強化

虐待の発生予防、早期発見、早期対応、再発防止などのために、地域の関係機関の連携、情報収集及び共有により支援を行う、「要保護児童対策地域協議会」の取組や、関係機関・団体などとの幅広い連携を強化します。

② 発生予防、早期発見、早期対応

子ども家庭支援拠点を中心として、子ども家庭支援家庭児童相談員、担当保健師等との協働体制を強化します。

事業名	事業展開	担当課
要保護児童対策地域協議会	児童虐待の禁止・予防・早期発見・対応などを図るため、地域の関係機関・団体の代表者で構成される要保護児童対策地域協議会を開催し、関係機関が連携を深めながら児童虐待防止対策を強化します。	子ども課
乳児家庭全戸訪問事業・養育支援訪問事業 【再掲】	生後4か月までの乳児のいる家庭を全戸訪問し、支援が必要な家庭に養育に関する指導・助言を行い、適切な養育環境になるよう支援します。	子ども課
家庭児童相談事業 【再掲】	家庭児童相談員等による相談を行います。児童虐待等、家庭での問題が発生しないよう、関係機関との連携を図り対応を実施していきます。	子ども課

事業名	事業展開	担当課
育児相談事業 【再掲】	育児全般に関する相談を毎月実施します。定期的に開催することにより、子どもの成長確認をできる場として育児に関する不安を解消していきます。	子ども課
子育て電話相談事業 (子育て110番) 【再掲】	育児相談専用電話で保健師・助産師が緊急的な相談に電話対応します。	子ども課

(2) 母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進

平成27年の国勢調査によると、本市の母子世帯は675世帯、父子世帯は111世帯となっており、増加傾向にあります。平成28年度全国ひとり親世帯等調査によると、全国の母子家庭の81.8%が就労しており、母自身の平均年収は243万円（うち就労収入は200万円）、父子家庭では85.4%が就労しており、父自身の平均年収は420万円（うち就労収入は398万円）となっています。

このような状況から、特に母子家庭では、子育てをする上で経済的な支援が必要である現状が見受けられます。このため、ひとり親家庭への支援は、子育てに限らず、就業支援や経済的支援など総合的な支援を実施していきます。

事業名	事業展開	担当課
母子家庭自立支援 教育訓練給付	母子家庭の母が資格取得などにより安定した仕事に就くことができるよう教育訓練費を給付します。受講料の20%（上限10万円）	子ども課
母子家庭高等技能 訓練促進費	母子家庭の母が就職の際に有利で生活の安定に役立つ資格の取得を促進するための養成訓練のうち一定期間について支給します。課税者月額7万5千円。非課税者月額10万。	子ども課
児童扶養手当の支給	主に離婚した母子・父子家庭の母親・父親に対して手当を支給します。	子ども課
ひとり親家庭等医療費の助成	18歳未満の子どもを持つひとり親家庭の保護者・子どもの医療費を助成します。	保険年金課
交通遺児手当の支給	遺児の健全な育成を図ることを目的として、交通遺児等の保護者に対し、手当を支給します。	子ども課

(3) 障害児施策の充実等

障害のある子どもや発達に遅れのある子どもが、身近な地域で安心した生活を送るためには、一人ひとりの多様なニーズに応じた相談体制の充実と支援が必要です。

また、障害の原因となる疾病の早期発見や事故の予防には、妊婦や乳幼児の健康診査等で早期発見ができるよう環境や体制作りが必要です。

障害の有無に関わらず、全ての子どもが充実した日常を過ごせるよう支援を行います。

事業名	事業展開	担当課
児童発達支援	0歳から小学校入学前の未就学児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。	福祉課
放課後等デイサービス	小学校から高校生までの障害児が、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所作りを推進します。	福祉課
保育所等訪問支援	保育所等を現在利用中の障害児に対して、保育所等訪問支援事業所の指導員や保育士が保育所等を訪問し、障害児や保育所などのスタッフに対し、障害児が集団生活に適応するための専門的な支援を行います。	福祉課
医療型児童発達支援	0歳から小学校入学前の未就学児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行うとともに、身体状況により、治療も行います。	福祉課
居宅訪問型児童発達支援	重度障害等により外出が困難な障害のある子どもの居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います	福祉課
児童入所支援	日常生活の指導及び自活に必要な知識や技能の付与を行います。福祉型と医療型があります。	福祉課
障害児相談支援	障害児が児童発達支援や放課後等デイサービスなどを利用する前に障害児支援利用計画を作成し、通所支援開始後、一定期間モニタリングを行う等の支援を行います。	福祉課

事業名	事業展開	担当課
コーディネーター派遣	医療的ケア児に関わる多分野にわたる機関の支援調整を行います。	福祉課
言葉の相談・指導	通級指導教室で就学前の幼児について、言葉や発達面の相談にのったり、個別指導を行います。	子ども課
障害児親子すこやか教室	障害を持った子どもの保護者を対象に、専門職による学習会を定期的実施し、保護者の交流・情報交換を行い、相談に応じています。	子ども課
特別児童扶養手当の支給	心身に障害のある20歳未満の福祉増進のため、手当の支給をします。	子ども課
教員の資質向上による教育支援	教員の資質向上を図ることにより児童・生徒への教育の質を高めます。	学校教育課
保育園や放課後児童クラブでの障害児の受入れ	障害をもった子どもも、健常児と一緒に放課後を過ごせる地域を目指して実施します。	子ども課

(4) 子どもの貧困対策の推進

平成27年の国民生活基礎調査によると、平均的な所得の半分を下回る世帯で暮らす18歳未満の子どもの割合を示す「子どもの貧困率」は13.9%と、平成24年と比べ2.4ポイント減少しています。

貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るための総合的な貧困対策の推進を行います。

事業名	事業展開	担当課
第3子以降保育料無料化事業	第3子以降の特定教育・保育施設を利用する際の保育料に対する補助を行います。	子ども課
第3子以降副食費補助事業	第3子以降の保育認定児に対し、副食費の補助を行います。	子ども課
就学援助費支給事業	経済的理由により、就学困難と認められる児童及び生徒の保護者に対し、必要な援助を行います。	学校教育課

7 働きながら子育てをできる環境づくり

○子ども・子育て支援法に基づく基本指針上の扱い

【労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項】

女性の就業率も上昇傾向にある中、仕事と生活を両立させるためには、仕事や子育て、家庭生活などバランスのとれた環境が必要であり、子育て支援などの社会的基盤の整備やワーク・ライフ・バランスを実現するための職場環境の改善、労働者・事業主の意識改革など多面的な取組の推進が求められています。

全ての子どもが健康に生まれ育つために、安心して子育てができる環境整備の推進を行います。

事業名	事業展開	担当課
両立支援のための体制の整備	育児休業制度の普及、パートタイム労働条件の改善のため、事業所等を訪問し、啓発活動を推進します。	地域づくり課
再就職セミナーの開催	出産、育児、介護等により職業生活を中断した者に対する再就職希望者のセミナーを実施します。また、広報、リーフレット、ポスター等による情報提供を行います。	商工観光課
男女共同参画社会実現に向けての啓発活動	男女平等を基本理念とする家庭、職場、地域社会における男女共同参画社会の実現に向けての啓発活動を実施します。	地域づくり課

第5章 計画の推進体制と進捗管理

1 計画の推進体制

本計画は、乳幼児期の教育・保育、地域の子育て支援を総合的に推進していくものです。各課において担当する事業の推進を根本とし、状況に応じ、庁内関係各課等との連携を図りながら、基本理念の実現のため計画を推進していきます。

2 進捗管理

事業の進捗状況については、各担当課において年度ごとに状況把握と評価を行っていきます。この評価内容について、市民や地域活動団体、関係機関からなる「藤岡市子ども・子育て会議」において進捗状況の把握と検討を行ない、必要に応じて計画の見直しを実施していきます。

3 教育・保育の一体的提供及びその推進に関する体制の確保

（１）認定こども園の普及に係る基本的な考え方、合同研修に対する支援等

認定こども園においては幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、様々なニーズへの対応を柔軟に行うことができる施設となっています。平成27年度より開始した「子ども・子育て支援新制度」により、本市においても認定こども園の普及が進んでいます。

第1期計画に引き続き、教育や保育の一体的な提供体制がより一層進むよう、幼保一体化を推進していきます。

また、幼保一体化の推進にあたり、幼稚園教諭や保育士等の不安感の払拭や、子どもたちがより充実した教育や保育の提供が受けられるよう、研修等の支援の実施を併せて推進していきます。

（２）教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の役割と必要性

① 教育・保育施設

心身の発達の助長のため、充実した幼児期を過ごすことができるよう、教育を推進していきます。また、就労保護者が増加する中、安心して働ける環境作り及び子どもの育ちを助けられるよう保育を提供します。

② 地域子ども・子育て支援事業

多様化するニーズへの対応を目指し、放課後児童クラブや地域子育て支援拠点事業による相談・交流事業など既存の事業の充実を図るとともに、全国的に増加傾向にある児童虐待等が発生しないよう、幅広い事業展開を推進します。

（３）地域における教育・保育施設及び地域型保育事業者との連携方策

教育・保育施設は、地域における身近な子育て支援の場となります。また、地域型保育事業者からの児童を受け入れる役割も求められます。地域型保育事業では主に３歳未満の児童の保育を行い、３歳以上の児童については教育・保育施設への入所をさせることが基本となっており、利用施設の変更に際し、教育・保育施設、地域型保育事業者との信頼関係が最重要となります。

そのため、教育・保育施設は、地域型保育事業を行う者及び地域子ども・子育て支援事業を行う者等と日頃より連絡や相談を密接に行い、連携の体制作りを行うものとします。

（４）認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校・学童保育等との連携方策

乳幼児期から就学児童までの一体的な教育や保育を行うため、各施設や小学校・学童保育等の交流活動の推進を行い、連携を図ります。

また、各団体の情報共有が一層進むよう支援を行うものとします。

4 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、利用保護者の負担や事業実施施設の運営に配慮し、公正かつ適正な給付を行うものとします。

また、必要に応じ関係機関と連携を行い、適正な給付を実施します。

(資料編については、後日記載)

第2期 藤岡市子ども・子育て支援事業計画

令和2年 月発行

発 行 藤岡市

編 集 藤岡市 健康福祉部 子ども課

〒375-8601 群馬県藤岡市中栗須 327

TEL 0274-22-1211 (代表) FAX 0274-22-7502

市ホームページ <https://www.city.fujioka.gunma.jp/>
